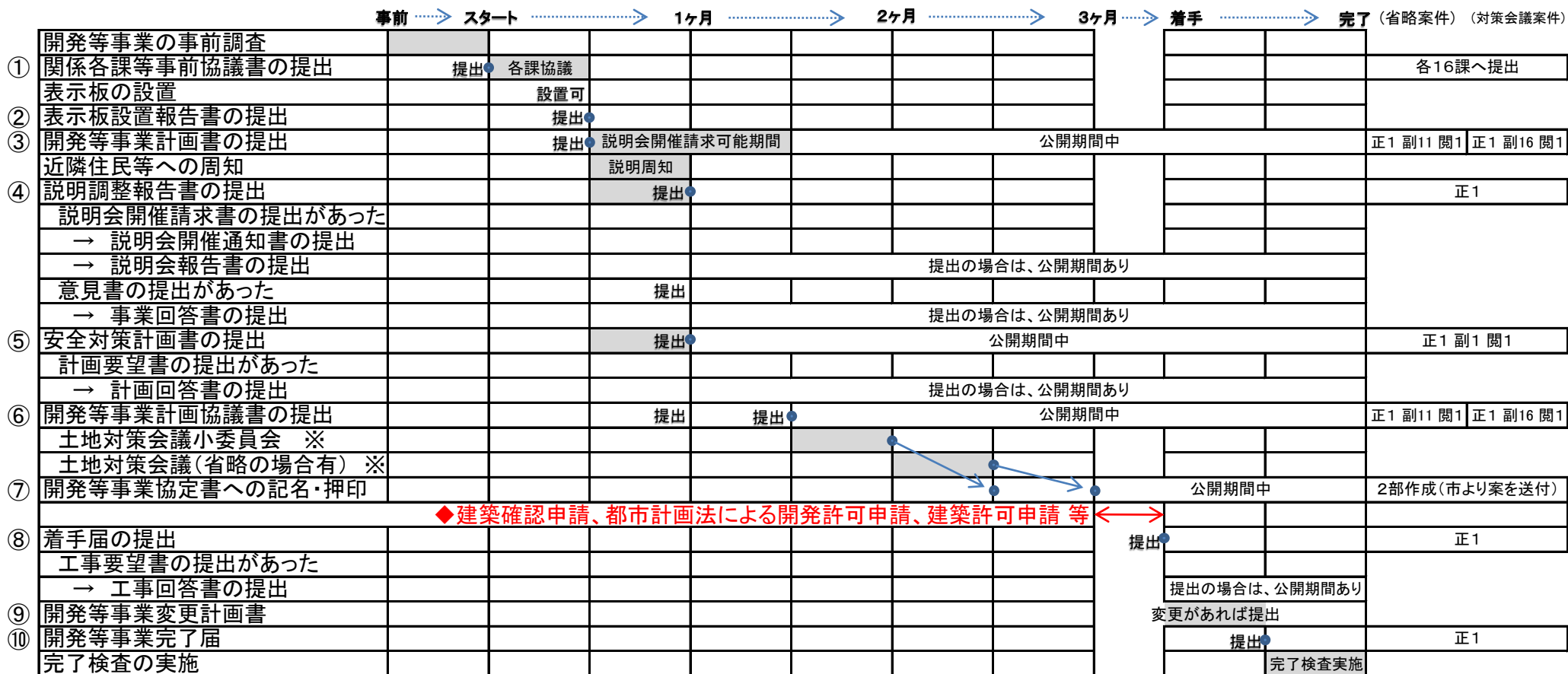


# 知立市開発等事業に関する手続条例 事業者提出書類流れ図

改訂H26.5



● 検査済証発行(市)

## ■注意事項■

- 各課協議には、概ね2週間を見込んでください。  
・図面には、通し番号を付けてください。  
・承認、占用工事があるときは、明記してください。
- 事業計画書と同時に提出して下さい。
- 各課協議後の内容を踏まえた図面提出をお願いします。  
・地元総代の排水承諾書等の協議結果資料を添付してください。

- 説明周知の際、区長へ周知をお願いします。  
・説明周知の際、本条例に基づく旨を説明のこと。(添付資料あり)
- 通学路等で他機関と協議を要す場合は、協議内容を提出。  
・記入例を参考に計画書を提出して下さい。
- 変更の有無に関わらず、提出して下さい。
- 土地対策会議、小委員会後に協定書案を市が作成します。  
・協定締結後に、都市計画法による開発許可申請、建築許可申請、建築確認申請等の提出が可能となります。

※ 土地対策会議・小委員会の開催日は決まっております。  
別途、下記へお問合せください。

## ◆手続条例に関するお問合せ◆

知立市役所 建築課建築係  
TEL 0566-95-0128  
Eメール kentiku@city.chiryu.lg.jp